

教育委員会定例会議事日程

平成29年11月10日(金) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について
平成28年度「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果について
「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について
横浜市立学校「教職員の働き方改革フォーラム」の開催について

3 審議案件

教委第54号議案 「横浜教育ビジョン2030(仮称)」素案(案)について
教委第55号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

4 その他

平成 29 年 11 月 10 日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 10/25～10/27 こども青少年・教育委員会（視察）
- 11/8 こども青少年・教育委員会（視察）

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 10/27 スクールミーティング
- 10/28 市場中学校創立 70 周年記念式典
- 10/29 港南中学校創立 70 周年記念式典
- 11/1 全国中学校体育大会優勝選手 柏崎副市長に大会の報告
- 11/4 栗田谷中学校創立 70 周年記念式典

(2) 報告事項

- いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について
- 平成 28 年度「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果について
- 「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について
- 横浜市立学校「教職員の働き方改革フォーラム」の開催について

3 その他

いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について

平成29年3月31日に公表しました「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている8項目34の取組（別紙のとおり）について、学校・教育委員会で進めています。

「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の3つに分け、上半期（平成29年4～9月）の進捗状況を報告します。

1 学校の取組

いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえています。

校長や児童支援・生徒指導専任教諭をはじめとした教職員へ、法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修に取り組み、学校での組織的な対応が徹底されたことで、29年度4月から9月までのいじめの認知件数は、昨年度に比べ大幅な増加となりました。

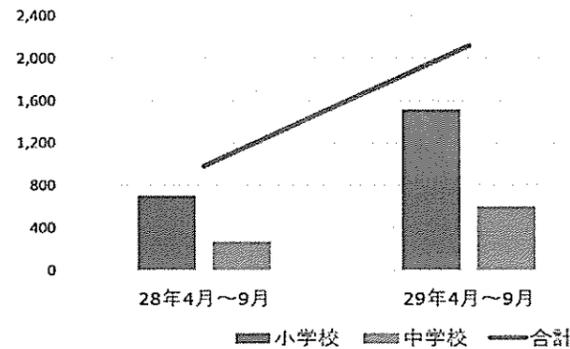
【いじめの認知件数】

※件数は暫定値

	28年度 4～9月	29年度 4～9月	増△減
小学校	710件	1,520件	810件
中学校	274件	602件	328件
計	984件	2,122件	1,138件

(件数)

【いじめ認知件数】



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

(再発防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①)

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭へ児童生徒理解研修やいじめの定義理解の研修を実施しました。各学校では、これを受け、校内研修を行っています。

また、福島県へ教職員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について、研修を実施しました。派遣者は学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行っています。

児童生徒理解・いじめの定義理解研修

- ・校長への研修（5月）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）

放射線・被災地理解研修

- ・福島県での教職員派遣研修（7月 77名）
- ・人権教育推進担当者への研修（9月「被災地の現状」）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(再発防止策：1-④、2-③、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③)

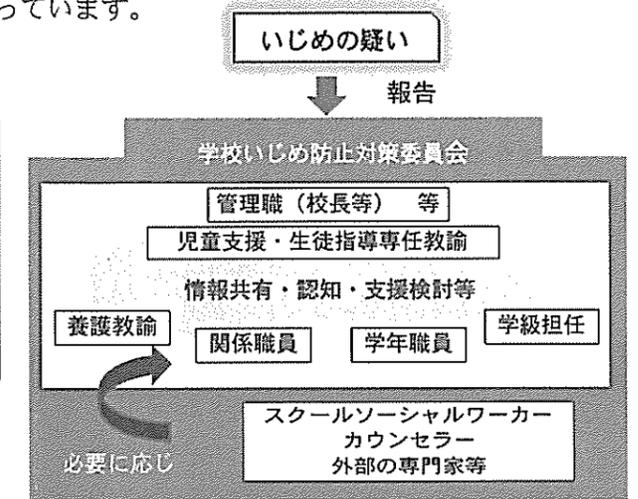
複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」を全校に常設し、毎月1回以上開催し、いじめの解決に組織的に対応しています。

いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に行うことを徹底し、さらに実効性のある支援や指導が行えるよう取り組んでいます。

現在、横浜市いじめ防止基本方針の改定を受け、「学校いじめ防止基本方針」の見直し（改定）を学校いじめ防止対策委員会を中心に行っています。

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知（相談・報告の窓口）
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し等



③ 児童生徒が自ら話し合う「横浜子ども会議」の実施 (再発防止策：1-①)

29年度は「もう一度、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会をつくろう」をテーマに、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校代表が、区毎に一堂に会し、学校で実践できそうな取組を考え、話し合いを行いました。

子どもたちは、会議での話し合いの内容を学校に持ち帰り、各学校での主体的な取組を進めています。



横浜子ども会議
(中学校ブロック)【5～8月】

高校横浜子ども会議
【7月13日】

横浜子ども会議(各区)【8月29日～31日】

【話し合いの内容】

- ・学校でのあいさつ運動、意見箱、アンケート等の取組
- ・個性を認め合うことや相手の気持ちを考えることが大切、コミュニケーションの必要性 など

各学校の取組
【9月～】

【裏面あり】

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に29年度から「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所と連携し、スクールソーシャルワーカーや心理や弁護士等の外部専門家を活用するなど、いじめの早期解決を図っています。

また、学校がスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチが進み、児童生徒への適切な支援につながっています。

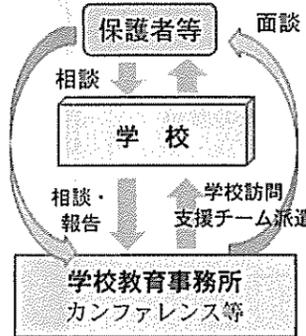
① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援 (再発防止策：5-①、5-③)

学校が認知したいじめ事案や保護者からの相談に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チーム(SSW・学校支援員含む)の派遣、保護者との面談等を行い、早期解決を図っています。

【いじめに関する検討・相談数】

29年4月～9月実績

カンファレンスでの検討	60件 (延155回)
保護者等からの電話相談	37件 (延144回)
学校への訪問対応	66件 (延257回)
保護者との面談	36件 (延125回)



【学校担当指導主事による支援例】

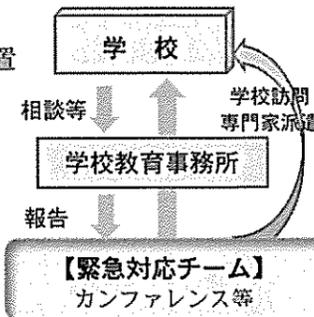
暴力を伴ういじめ事案が発生。学校は児童からの相談でいじめ事案を知り対応。
校長は事案について、学校教育事務所に相談し、学校担当・生徒指導担当指導主事が、児童の聞き取り、保護者への説明方法について具体例を示し支援。学校は、警察署と連携し、児童の指導を行い、収束に向かった。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(再発防止策：5-②、5-④、6-①)

29年度より、課長、係長、指導主事(学校教育事務所兼務4人)、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を人権教育・児童生徒課に設置しました。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。



【緊急対応チーム取扱件数】29年4月～9月実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	学校訪問※	学校・教育事務所への助言
70件	44件 (延169回)	26件

※学校訪問のうちSSW等の専門家同行
22件(延96回)

【緊急対応チームの支援による解決例】

金銭事案について、緊急対応チームがカンファレンスを実施。対応チームと学校教育事務所の指導主事が学校訪問し、学校いじめ防止対策委員会に出席し、聞き取りや支援・指導方針を決定。学校は、方針に基づき対応し、関係児童の指導、謝罪、保護者同士の謝罪・返金が行われ、いじめが解消した。

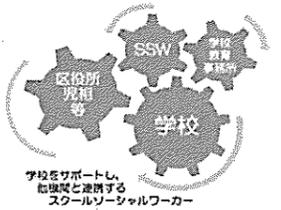
③ スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用したチームアプローチの実施

(再発防止策：4-①、4-②、4-③、4-④)

スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、学校と区役所などの関係機関との連携した適切な支援や指導につなげています。

29年度から、教育委員会事務局にスーパーバイザー(1人)及び学校教育事務所を兼務するチーフスクールソーシャルワーカー(4名)を配置し、業務を通じた実践的な人材育成を行っています。

さらに、複雑多様化する課題に対応するために、スクールソーシャルワーカーの勤務体制の見直しや人材確保のため正規化が必要となっています。



【SSWの活用状況】29年9月30日現在

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
202	88	2	14	306件

※28年度：392件

【関係機関との連携】164件/306件(重複あり)

区役所	児相	警察	福祉	その他
157	39	10	28	28

【SSW活用による解決例】

加害児童への再三の指導にも状況が改善しないため、学校の要請でSSWが専任教諭とともにアセスメント実施。加害児童保護者が家庭での養育に疲弊し、児童に否定的な言葉かけをしていることを区からの情報で把握。地域に保護者の相談相手を探し、保護者と学校が子どもの教育についてともに考え、児童の特性に合わせた支援を行うことができ、いじめを止めることができた。

④ スクールソーシャルワーカーによる「学校生活あんしんダイヤル」窓口の設置

(再発防止策：1-②、3-③、8-②)

29年5月から窓口を設置し、児童生徒・保護者からの相談に、スクールソーシャルワーカーが直接対応しています。対応が必要なケースについては、学校教育事務所のスクールソーシャルワーカーが継続し、学校と一緒に支援を行い、解決を図っています。



【相談件数】29年9月30日現在

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
30	16	23	8	10	87件

【対応状況】

傾聴・情報提供のみで終了	学校教育事務所SSWが対応	その他
54件(62.1%)	30件(34.5%)	3件(3.4%)

【あんしんダイヤルでの支援例】

SNSでのいじめで不登校になったとの保護者から相談。保護者の要望により、SSWは学校とともに、状況把握と課題整理を行い、生徒と学校の捉え方にずれが生じていることを確認。保護者と学校が情報共有し、いじめの解決と登校支援のあり方をともに考えあうカンファレンスを開催。いじめの再発防止の取組を行い、生徒は登校できるようになってきた。

3 再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組

① 再発防止策等を踏まえた「横浜市いじめ防止基本方針」の改定 (再発防止策：6-②)

「横浜市いじめ防止基本方針」を10月に改定しました。今後、様々な機会を通じ、学校や市民に改定内容を周知徹底していきます。

② いじめ重大事態の調査体制の充実・調査結果「公表ガイドライン」の策定

(再発防止策：6-④、7-①、7-②)

調査にあたる「横浜市いじめ問題専門委員会」に部会が設置できるよう条例を一部改正しました。調査結果の公表のあり方について専門委員会に諮問し、年内の策定に向け、検討を行っています。

③ 情報共有や引き継ぎのための仕組みづくり (再発防止策：2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥)

学校での記録様式の統一と教育委員会事務局での相談記録の情報一元化に向けたシステム導入を進めています。記録のあり方については、成長途上にある子どもの個人情報として、慎重に対応していく必要があります。

いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1	児童理解 ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2	校内児童生徒支援体制 ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
3	保護者との関係構築 ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4	関係機関との連携 ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5	教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方 ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6	いじめ調査方法のあり方 ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7	調査結果の公表のあり方 ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8	いじめの定義の理解 ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信

平成28年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

平成28年度「児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査」

1 暴力行為 **4,337件** [対前年度431件(11.0%)増]

小学校で増加 [対前年度781件(37.5%)増] (27年度2,080件→28年度2,861件)

中学校で3年連続減少 [対前年度350件(19.2%)減] (27年度1,826件→28年度1,476件)

- ・小学校では、前年度に比べ、生徒間暴力が535件(35.1%)、対教師暴力が112件(58.3%)増加しました。
- ・小学校では、特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向が続いています。
- ・中学校では、前年度に比べ、器物損壊が187件(31.5%)大幅に減少、対教師暴力が33件(22.8%)、生徒間暴力が148件(13.7%)減少しました。

2 いじめ **3,776件** [対前年度1,924件(103.9%)増]

小中学校ともに増加 小学校 [対前年度1,642件(122.3%)増] (27年度1,343件→28年度2,985件)

中学校 [対前年度282件(55.4%)増] (27年度509件→28年度791件)

改善率が96.8% (27年度99.7%→28年度96.8%)

- ・いじめ認知件数の増加は、「いじめの定義」に照らし広くとらえ、「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に対応した結果だと考えられます。
- ・国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(H29.3)で、「いじめの解消している状態」が示されたことにより、学校で継続し状況を確認しているため、改善率が減となっています。
- ・「アンケート調査など学校の取組による発見」の件数が増加しています。アンケート調査を一年間にわたって複数回行うことで、いじめの発見につながっています。

3 長期欠席（不登校等） **5,352人** [対前年度268人(5.3%)増]

不登校は増加 [対前年度692件(20.6%)増] (27年度3,367人→28年度4,059人)

不登校以外の長期欠席は減少 [対前年度424件(24.7%)減] (27年度1,717人→28年度1,293人)

- ・長期欠席(年間30日以上欠席)した児童生徒の「不登校」は増加し、「病気」による欠席や、「その他」を理由とする欠席が減少しました。
- ・不登校の要因は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が26.8%、家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が27.0%を占めています。
- ・新たに不登校となった児童生徒数は、全体の42.0%で、27年度に比べ、小学校、中学校ともに増加しています。

1 暴力行為の発生状況【概要】

◆全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
小学校	1,219	1,943	1,655	2,080	2,861	781	37.5%
中学校	2,006	2,195	2,045	1,826	1,476	▲350	▲19.2%
計	3,225	4,138	3,700	3,906	4,337	431	11.0%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
小学校	138	377	181	192	304	112	58.3%
中学校	211	216	235	145	112	▲33	▲22.8%
計	349	593	416	337	416	79	23.4%

(2) 生徒間暴力の発生件数

	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
小学校	840	1,234	1,187	1,525	2,060	535	35.1%
中学校	1,315	1,287	1,214	1,077	929	▲148	▲13.7%
計	2,155	2,521	2,401	2,602	2,989	387	14.9%

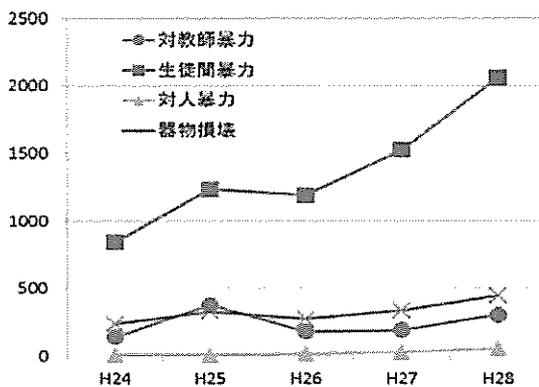
(3) 対人暴力の発生件数

	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
小学校	5	5	16	27	52	25	92.6%
中学校	15	15	17	11	29	18	163.6%
計	20	20	33	38	81	43	113.2%

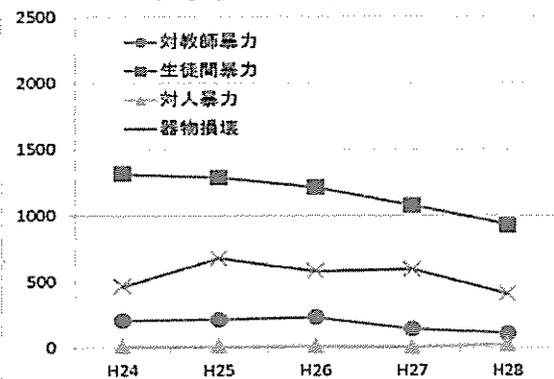
(4) 器物損壊の発生件数

	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
小学校	236	327	271	336	445	109	32.4%
中学校	465	677	579	593	406	▲187	▲31.5%
計	701	1,004	850	929	851	▲78	▲8.4%

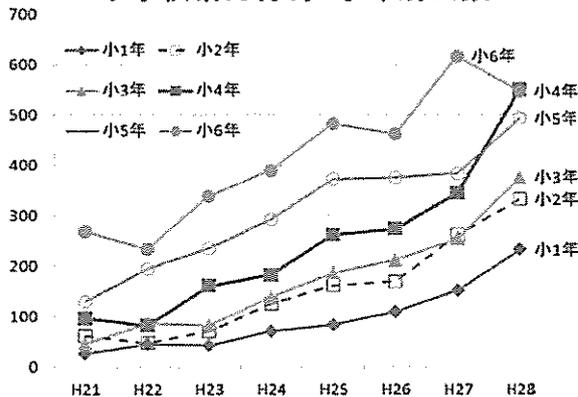
小学校 4形態別件数



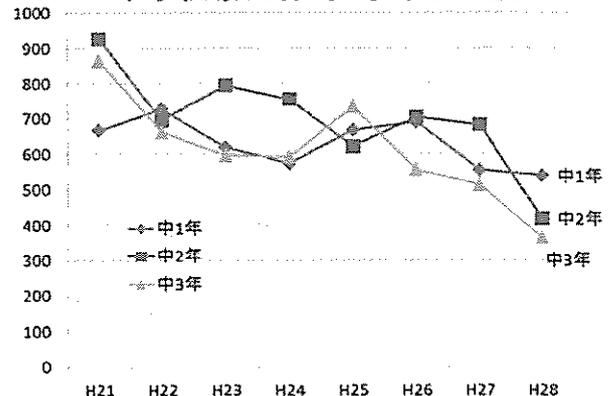
中学校 4形態別件数



小学校暴力行為 学年別人数



中学校暴力行為 学年別人数



■ 小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比37.5%増です。

- ・ 4形態全ての暴力行為で、発生件数が増加しています。中でも、生徒間暴力の発生件数が大幅に増加しています。
- ・ どの学年においても暴力行為の件数が増加しています。さらに、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。
- ・ 10件以上暴力行為が起きている学校が、年々増加しています。

【小学校における暴力行為の発生件数別 学校数】

	H24	H25	H26	H27	H28
0件	164	125	129	92	86
1件～4件	91	103	96	104	86
5件～9件	51	54	57	74	63
10件以上	39	61	60	72	107
小学校数	345	343	342	342	342

■ 特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向があります。

- ・ 小学校では、5回以上繰り返し暴力行為を起こした児童数は66人、667件と増加しています。これは、小学校の全暴力行為件数の23.3%、対教師暴力においては59.2%になります。
- ・ 特に、高学年（4年生から6年生）で5回以上繰り返し暴力行為を起こした児童数は44人（66.7%）、404件（60.6%）と多くなっています。

【特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況（一人が5件以上暴力行為を起こした人数）】

		H24	H25	H26	H27	H28
小学校	人数	25	56	45	57	66
	件数	186	628	363	547	667
中学校	人数	14	38	47	19	14
	件数	89	271	155	122	80

■ 中学校での暴力行為発生件数は、前年度比19.2%減です。

- ・ 中学校では、26年度以降、3年連続で減少となり、特に、器物損壊が前年度に比べ187件（31.5%）大幅に減少、対教師暴力は33件（22.8%）、生徒間暴力は148件（13.7%）減少しました。これは、学校が「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした組織的な対応・指導を行い、関係機関とも緊密な連携、再発防止の取組が定着した結果だと考えられます。
- ・ 中学校1年生の暴力行為の発生件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少しています。
- ・ 中学校では、一人あたりの暴力行為、繰り返し暴力行為を起こした生徒（一人が5件以上）による暴力件数が減少しています。教職員が毅然と指導し、再発防止の取組が推進された結果と考えられます。
- ・ 中学校ブロック内での児童支援・生徒指導専任教諭の連携が促進されたことで、早い段階で、より正確な生徒の把握ができるようになり、個に応じた適切な対応につながったことも、暴力行為減少の要因の一つと考えられます。

- 小学校では、担任など特定の教員のみでの児童の支援・指導になりがちであるが、複数の教員によるチームでの指導体制を確立することが必要です。
- また、小学校では、児童の背景、学校での状況を教職員が共通理解し、個に応じた適切な指導をするとともに、区役所、児童相談所、警察などの関係機関との連携を強化し、再発防止に一層取り組みます。
- 中学校では、小学校との連携により早い段階で生徒の状況を正確に把握し、個に応じた適切な指導を行うことや、関係機関との連携による毅然とした組織的な取組を引き続き徹底します。

2 いじめの認知状況【概要】

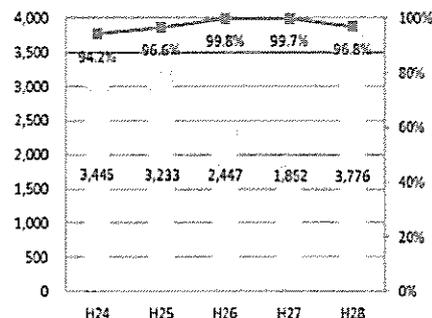
(1) いじめの認知件数

	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
小学校	2,421	2,279	1,781	1,343	2,985	1,642	122.3%
中学校	1,024	954	666	509	791	282	55.4%
合計	3,445	3,233	2,447	1,852	3,776	1,924	103.9%

(2) いじめの認知学校数、1校あたり・1000人あたりの認知件数

		H24	H25	H26	H27	H28
小学校	1校あたり件数	7.0	6.6	5.2	3.9	8.7
	1000人あたり件数	12.9	12.3	9.7	7.3	16.4
中学校	1校あたり件数	6.9	6.4	4.5	3.5	5.4
	1000人あたり件数	12.7	11.7	8.2	6.3	9.8
合計	1校あたり件数	7.0	6.6	5.0	5.0	7.7
	1000人あたり件数	12.9	12.1	9.2	7.0	14.4

いじめの認知件数及び年度内改善率
 認知件数 — 改善率



(3) いじめの年度内改善率

小学校	H24	H25	H26	H27	H28
認知件数	2,421	2,279	1,781	1,343	2,985
解消	1,623	1,285	1,251	1,018	2,154
一定解消	658	927	527	321	743
改善率	94.2%	97.1%	99.8%	99.7%	97.1%

中学校	H24	H25	H26	H27	H28
認知件数	1,024	954	666	509	791
解消	678	510	434	366	538
一定解消	286	402	231	142	220
改善率	94.1%	95.6%	99.8%	99.8%	95.8%

合計	H24	H25	H26	H27	H28
認知件数	3,445	3,233	2,447	1,852	3,776
解消	2,301	1,795	1,685	1,384	2,692
一定解消	944	1,329	758	463	963
改善率	94.2%	96.6%	99.8%	99.7%	96.8%

※改善率は、いじめ認知件数のうち、年度内に「解消している状態※」「一定の解消が図られたが継続支援中」を合わせた件数が占める割合

■ 小中学校ともにいじめの認知件数が増加しています。

- いじめの認知件数は、27年度と比べて小学校、中学校ともに大幅に増加しています。理由としては、各学校で「いじめの定義」に照らし広くとらえ、「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に対応した結果だと考えられます。
- 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（H29.3）で、「いじめの解消している状態※」が示されたことにより、学校で継続し状況を確認しているため、改善率が減っています。

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3ヶ月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認） 「国のいじめ防止等のための基本的な方針」（29年3月改定）より

(4) いじめの態様

	H27		H28		増減 件数
	件数	割合	件数	割合	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	1,264	68.3%	2,509	66.4%	1,245
仲間はずれ、集団による無視をされる。	338	18.3%	610	16.2%	272
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	381	20.6%	717	19.0%	336
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	94	5.1%	195	5.2%	101
金品をたかられる。	27	1.5%	48	1.3%	21
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	141	7.6%	258	6.8%	117
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	153	8.3%	301	8.0%	148
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	76	4.1%	133	3.5%	57
その他	44	2.4%	92	2.4%	48

※割合：いじめ認知件数に対して各項目が占める割合

■ いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の66.4%です。

・ 項目別の割合では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が認知件数に対し、66.4%と高い割合となっています。「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、「仲間はずれ、集団による無視」など、大人が気づきにくいとされているいじめも高い割合となっています。

・ 「ネットいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」については、スマートフォンの無料通話アプリ等を利用した限定された範囲で特定の間関係の中で発生するために、事実が周りから把握されにくい状況があり、引き続き、フィルタリングの普及や小学校低学年からの計画的なネットリテラシー教育、家庭や子どもたちが主体的に取り組むルールづくり、保護者の啓発等の取組を推進する必要があります。

※ 《参考『「ケータイ・ネット」から子どもを守る提言』<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sikou/jidosei/pdf/keitainet-teigen.pdf>》

※ 《参考『「子供の「心」を育んでこそ～ 安心・安全なスマホ・ケータイ！ 「保護者向けリーフレット」』

<http://www.city.yokohama.lg.jp/news/press/201403/images/phps4Y6K.pdf>》

(5) いじめの発見のきっかけ

	H27		H28		構成比 増減
	件数	構成比	件数	構成比	
●学校の教職員等が発見	547	29.5%	1,075	28.5%	528
学級担任が発見	349	18.8%	655	17.3%	306
学級担任以外の教職員が発見	106	5.7%	176	4.7%	70
養護教諭が発見	5	0.3%	16	0.4%	11
スクールカウンセラー等外部相談員が発見	6	0.3%	6	0.2%	0
アンケート調査など学校の取組により発見	81	4.4%	222	5.9%	141
●学校の教職員以外からの情報により発見	1,305	70.5%	2,701	71.5%	1,396
本人からの訴え	388	21.0%	949	25.1%	561
当該児童生徒の保護者からの訴え	695	37.4%	1,377	36.5%	682
他の児童生徒からの情報	109	5.9%	222	5.9%	113
他の保護者からの情報	103	5.6%	126	3.3%	23
地域の住民からの情報	3	0.2%	10	0.3%	7
学校以外の関係機関からの情報	7	0.4%	12	0.3%	5
その他(匿名による情報など)	0	0.0%	5	0.1%	5
計	1,852	100.0%	3,776	100.0%	1,924

■ 「アンケート調査などによる発見」の件数が増加しています。

・ 発見のきっかけについては、「学校の教職員等が発見」が、全体の28.5%であり、「学校の教職員以外からの情報により発見」は全体の71.5%です。

・ 「本人からの訴え」「当該児童生徒の保護者からの訴え」が増加しています。これは、本人・保護者が学校に相談しやすくなったとも考えられます。また、児童生徒理解に基づく関係づくりを進めたことと、保護者はパートナーという視点で連携をしていることの結果であると考えられます。

・ 「アンケート調査など学校の取組による発見」の件数が増加しています。すべての学校でいじめに係る無記名のアンケート調査を行っており、86.7%の学校は複数回実施しており、アンケート調査からもいじめの発見につながっています。

○ 教職員一人ひとりの深い児童生徒理解に基づき、小さなトラブルも積極的にいじめとして認知し、一層の実態把握を組織的に行い、解決に向けた早期発見・早期対応を推進します。

○ 児童生徒の主体的な活動を教職員や地域が支援することで、いじめの傍観者を減らし、児童生徒が周囲の大人に相談し、互いに注意し合えるような「いじめが起こりにくい風土」を醸成し、いじめの未然防止に努めます。

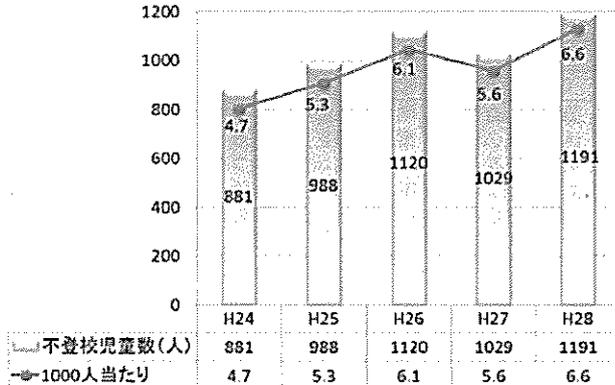
3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

(1) 不登校児童生徒数

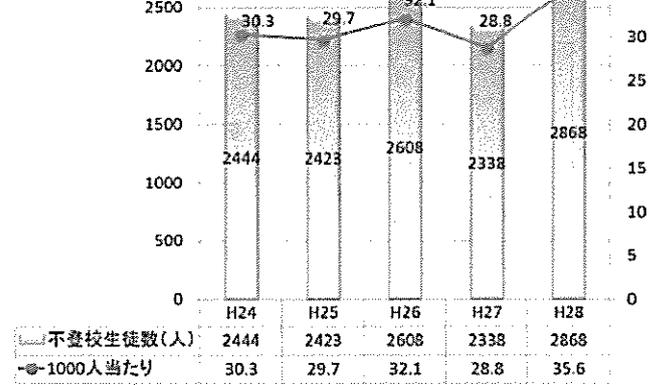
【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
病気	691	627	563	885	845	▲40	▲4.5%
経済的理由	2	4	2	11	0	▲11	▲100%
不登校	3,325	3,411	3,728	3,367	4,059	692	20.6%
その他	445	485	380	821	448	▲373	▲45.4%
合計	4,463	4,527	4,673	5,084	5,352	268	5.3%

【小学校】



【中学校】



※「1000人当たり」は、児童生徒1000人あたりの不登校児童生徒数

【欠席日数別】

小学校	H24		H25		H26		H27		H28	
	不登校児童数	1000人当たり								
30日～89日	475	2.5	514	2.8	617	3.4	541	3.0	679	3.7
90日～179日	303	1.6	334	1.8	369	2.0	366	2.0	423	2.3
出席10日以下	103	0.5	140	0.8	134	0.7	122	0.7	89	0.5
合計	881	4.7	988	5.3	1,120	6.1	1,029	5.6	1,191	6.6

中学校	H24		H25		H26		H27		H28	
	不登校生徒数	1000人当たり								
30日～89日	937	11.6	943	11.6	1,045	12.9	772	9.5	1,056	13.1
90日～179日	1,009	12.5	991	12.2	1,101	13.5	1,141	14.1	1,388	17.3
出席10日以下	498	6.2	489	6.0	462	5.7	425	5.2	424	5.3
合計	2,444	30.3	2,423	29.7	2,608	32.1	2,338	28.8	2,868	35.6

【学年別】

	H24				H25				H26				H27				H28			
	不登校数	1000人当たり	新たに不登校	1000人当たり	不登校数	1000人当たり	新たに不登校	1000人当たり	不登校数	1000人当たり	新たに不登校	1000人当たり	不登校数	1000人当たり	新たに不登校	1000人当たり	不登校数	1000人当たり	新たに不登校	1000人当たり
小学校1年生	59	2.0	59	2.0	57	1.9	57	1.9	55	1.8	55	1.8	46	1.5	44	1.4	61	2.0	61	2.0
小学校2年生	77	2.5	49	1.6	84	2.8	50	1.7	73	2.4	47	1.5	83	2.7	52	1.7	96	3.2	54	1.8
小学校3年生	115	3.7	60	1.9	124	4.1	64	2.1	147	5.0	88	3.0	134	4.4	77	2.5	145	4.7	69	2.3
小学校4年生	172	5.5	92	2.9	176	5.6	79	2.5	194	6.4	91	3.0	172	5.8	75	2.5	225	7.4	105	3.4
小学校5年生	195	6.1	96	3.0	236	7.5	97	3.1	286	9.1	132	4.2	261	8.6	105	3.4	331	11.2	140	4.7
小学校6年生	263	8.1	103	3.2	311	9.7	128	4.0	365	11.6	142	4.5	333	10.6	131	4.2	333	10.9	122	4.0
小学校計	881	4.7	459	2.4	988	5.3	475	2.6	1,120	6.1	555	3.0	1,029	5.6	484	2.6	1,191	6.6	551	3.0

中学校1年生	565	21.0	298	11.1	590	21.8	335	12.4	657	24.2	388	14.3	617	23.2	317	11.9	750	28.3	408	15.4
中学校2年生	893	32.7	383	14.0	856	31.7	362	13.4	917	33.8	380	14.0	837	30.8	324	11.9	1,020	38.2	407	15.3
中学校3年生	986	37.3	268	10.1	977	35.6	283	10.3	1,034	38.3	302	11.2	884	32.4	243	8.9	1,098	40.2	339	12.4
中学校計	2,444	30.3	949	11.8	2,423	29.7	980	12.0	2,608	32.1	1,070	13.2	2,338	28.8	884	10.9	2,868	35.6	1,154	14.3
小中合計	3,325	12.4	1,408	5.3	3,411	12.8	1,455	5.5	3,728	14.1	1,625	6.1	3,367	12.8	1,368	5.2	4,059	15.5	1,705	6.5

■ 30～89日欠席した児童・生徒数が不登校全体の42.7%です。

- ・ 小学校では、30～89日の欠席児童が不登校全体の半数以上を占めています。中学校では、30～89日の欠席生徒が不登校全体の36.8%です。
- ・ 長期欠席（年間30日以上欠席）した児童生徒の「不登校」は増加し、「病気」による欠席や、「その他」を理由とする欠席は減少しました。

■ 新たに不登校となった児童生徒数は、不登校全体の42.0%です。

- ・ 27年度（40.6%）に比べ、小学校、中学校ともに増加しています。また、小学校4年生から中学1年生で特に増加しています。

■ 出席10日以下の児童生徒数は、小学校・中学校ともに減少傾向です。

- ・ 特に小学校では33人減となっており、家庭訪問や民間施設等関係機関との連携など、児童支援専任教諭を中心としたチーム支援などが効果を上げていると考えられます。

(2) 不登校の要因と考えられる状況

分類	区分	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								⑨ 家庭に係る状況	⑩ 左記に該当なし
				① いじめ	② いじめを除く友人関係をめぐる問題	③ 教職員との関係	④ 学業の不振	⑤ 進路にかかる不安	⑥ クラブ活動、部活動への不応	⑦ 学校のきまり等をめぐる問題	⑧ 進級時、転編入学、編入時の不応		
1	「学校における人間関係」に課題を抱えている	808	19.9%	42	602	67	62	13	25	13	31	95	50
2	「あそび・非行」の傾向がある	169	4.2%	0	20	4	39	8	0	50	3	52	33
3	「無気力」の傾向がある	1,042	25.7%	2	72	3	316	37	8	20	34	383	278
4	「不安」の傾向がある	1,447	35.6%	5	364	39	255	56	12	11	108	336	431
5	「その他」	593	14.6%	1	31	9	20	6	2	6	28	231	274
	合計	4,059	100.0%	50	1,089	122	692	120	47	100	204	1,097	1,066
	割合			1.2%	26.8%	3.0%	17.0%	3.0%	1.2%	2.5%	5.0%	27.0%	26.3%

※ 割合は、件数合計に占める割合
 ※ 学校に係る状況・家庭に係る状況（①～⑨複数選択可）

■ 不登校の要因と考えられる状況は、「不安」「無気力」の傾向にあるのが全体の61.3%です。

- ・ 分類上高い割合を占める「不安」の傾向がある児童生徒は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や「学業の不振」、「家庭に係る状況」が主な要因となっています。「無気力」の傾向がある児童生徒は、「学業の不振」、「家庭に係る状況」が主な要因となっています。
- ・ 「学校に係る状況」の中では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が26.8%、「学業の不振」が17.0%と高い要因となっています。家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が27.0%を占めています。

(3) 相談指導を受けた機関

		相談・指導を受けた機関等(複数回答)									合計
		① （教育支援センター）	② 教育委員会及び教育センター等の機関	③ 児童相談所、福祉事務所	④ 保健所、精神保健福祉センター	⑤ 病院、診療所	⑥ 民間団体、民間施設	⑦ その他、左記以外の機関等	⑧ 養護教諭による専門的指導	⑨ スクールカウンセラー、学校カウンセラー、相談員等による相談	
H24	小学校	46	66	82	19	118	47	14	138	373	903
	中学校	178	105	147	14	214	54	60	238	728	1,738
	計	224	171	229	33	332	101	74	376	1,101	2,641
H25	小学校	68	71	101	38	164	43	14	162	435	1,096
	中学校	157	116	109	17	214	65	44	265	703	1,690
	計	225	187	210	55	378	108	58	427	1,138	2,786
H26	小学校	68	106	125	26	192	50	16	198	501	1,282
	中学校	169	85	159	17	293	92	48	296	771	1,930
	計	237	191	284	43	485	142	64	494	1,272	3,212
H27	小学校	80	106	95	38	185	68	43	186	514	1,315
	中学校	164	67	145	13	202	89	39	187	807	1,713
	計	244	173	240	51	387	157	82	373	1,321	3,028
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127

(4) 不登校児童生徒に対する学校の取組状況 (横浜市独自調査)

【家庭訪問等の状況 (28年度)】

	全 学 校 数	訪問の頻度			訪問者					訪問時の支援内容(複数回答)				別室登校の実施(複数回答)				心理や福祉の 専門家との連 携(複数回答)		
		毎日	(週1回以上) 毎週	月 数回	担任	専任教諭	学年主任	養護教諭	カウンセラー	本人と面談	学習支援	保護者と面談	学習配布物等の提供	保健室	相談室	特別支援学級	その他の場所	カウンセラー	スクールソーシャルワーカー	
小学校	342	10	149	167	315	263	65	35	30	297	146	308	294	188	172	39	108	320	92	
		割合	2.9%	43.6%	48.8%	92.1%	76.9%	19.0%	10.2%	8.8%	86.8%	42.7%	90.1%	86.0%	55.0%	50.3%	11.4%	31.6%	93.6%	20.9%
中学校	147	0	72	74	143	87	105	7	42	144	67	143	139	62	100	36	57	142	31	
		割合	0.0%	49.0%	50.3%	97.3%	59.2%	71.4%	4.8%	28.6%	98.0%	45.6%	97.3%	94.6%	42.2%	68.0%	24.5%	38.8%	96.6%	21.1%
計	489	10	221	241	458	350	170	42	72	441	213	451	433	250	272	75	165	462	123	
		割合	2.0%	45.2%	49.3%	93.7%	71.6%	34.8%	8.6%	14.7%	90.2%	43.6%	92.2%	88.5%	51.1%	55.6%	15.3%	33.7%	94.5%	25.2%

■ 不登校児童生徒に対して組織的な支援を行っています。

- ・ 各学校では、不登校児童生徒に対し、定期的な家庭訪問を実施しており、担任、児童支援・生徒指導専任教諭、学年主任やカウンセラーが訪問する等、組織的な支援を行っています。特別支援コーディネーター担当教諭が訪問し、学習支援を行っているケースもあります。
- ・ カウンセラーと連携しているケースが94.5%と高い割合になっています。
- ・ 訪問時における内容は、本人・保護者との面談を行い状況を把握し、一人ひとりに応じた支援につなげています。場合によっては、地区センターや公園を利用してスポーツ交流を行っているケースもあります。

- 保護者との連携のもと、別室登校などを実施し、学習支援や教育相談など児童生徒一人ひとりの個に応じた支援に一層取り組みます。
- 日常の授業や行事等において児童生徒が安心できる「居場所づくり」、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動の「絆づくり」を意図的・組織的に行うなど、魅力的な学校づくりを推進します。
- 小中連携による9年間を見通した支援のもと、不登校等の経験のある児童生徒に対しては、本人の状態、過去の状況を正確に把握し、休み始めの迅速なチーム支援を推進します。

参考

文部科学省の調査における定義・調査基準

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

- ① 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
 - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
 - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・ その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
 - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
 - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
 - ・ 登下校中に、通行人に怪我を負わせた
 - ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・ トイレのドアを故意に壊した
 - ・ 補修を要する落書きをした
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・ 他人の私物を故意に壊した
 - ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものをすべて対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行ってください。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにしてください。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）」をいいます。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由を特定できない。

「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が2つ以上ある中の1つに「不登校」の要因を含む者とする。

「よこはま子どもピースメッセンジャー」の国際連合等への派遣について（報告）

1 概要

(1) 目的

国際機関の訪問を通じて国際平和への貢献を体験的に学ぶとともに、国連国際学校（国連本部や各国代表部等の職員の子どもの対象として設立された学校）の体験入学を通して、子どもたちが国際感覚を身に付け、グローバル人材の育成に資する。

(2) 国際連合等への派遣

「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」(※)で横浜市長賞を受賞した4名の児童生徒を「よこはま子どもピースメッセンジャー」として委嘱し、国際機関等に派遣。

(※) 「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」

- ・横浜市内の児童生徒の国際平和の重要性に対する意識を高め、国際平和のために自分たちにできることを実践しようとする態度を培うことを目的に、平成8年から開催。
- ・小中学校等から選出された児童生徒が、各区の予選を経て、市の大会に出場。
- ・今年度は、全小中学校の児童生徒が参加し、市の大会には各区代表となった小学生18名、中学生18名が参加。（全員が「子ども実行委員」として1年間活動）

2 派遣期間

10月15日（日）午前【出発】 ～ 10月22日（日）午後【帰着】

3 派遣児童生徒（よこはま子どもピースメッセンジャー）

氏 名	学校名（区名）学年		
齋藤 夏希	品濃小学校	（戸塚区）	6年
持田 華穂	飯田北いちょう小学校	（泉 区）	6年
イザディ アイナズ	永田中学校	（南 区）	3年
渡邊 早紀	原中学校	（瀬谷区）	3年

4 主な活動内容

(1) 国連本部等へ訪問し、「よこはま子どもピースメッセージ2017」を報告

① 国連本部

- ア アリソン・スメール国連広報担当事務次長
 - ・林 文子 横浜市長からのメッセージの進呈
- イ キャサリン・ポーラード国連国際学校理事、総会・会議管理局长（国連事務次長）
ジョアン・マクドナルド国連国際学校事務総長特別代表
- ウ 中満 泉 国連軍縮担当上級代表
- エ 中野 健司 国連総会議長室参事官
- オ 国際連合本部の見学（安全保障理事会会議場、日本政府寄贈「平和の鐘」等）

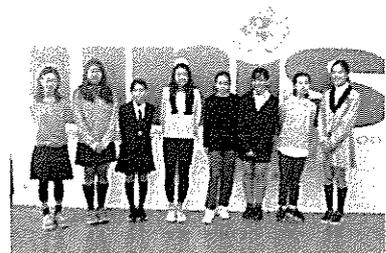
② 国連児童基金（ユニセフ）本部 山口 郁子 事務局上級顧問（渉外・アドボガシー）他4名

- ・平成28年度「よこはま子ども国際平和募金」（9,773,765円）の目録の進呈

③ 国連日本政府代表部 星野 俊也 大使（次席常駐代表）

(2) 国連国際学校（UNIS）への体験入学

- ・児童生徒との交流
- ・授業体験
- ・校内見学



5 国連関係機関の表敬

【国連本部】

○アリソン・スモール国連広報担当事務次長
(児童生徒が自己紹介やスピーチ内容を説明)

スモール氏からの、「国連ツアーの印象はどうでしたか。」という質問については、軍隊にかかる費用が莫大で平和のために使われるお金が少ないことが印象的だった。国連の会議が、公平性を大切にして進められていることに驚いた。国連には会議場を始め、世界中の国から送られたものがあることを知った。今までテレビで見てきたものを実際に見ることができてよかった。といった印象を話しました。

全員がスピーチの要約を英語で話したところ、それぞれに感想をいただき、「皆さんには、今回の訪問をきっかけに、平和についての取組をさらに進め、自分自身の視野を広げるようにたくさん勉強してもらいたいと思います。」「皆さんの話を聞いて、とても英語が上手だと思いました。」というコメントを頂きました。



【国連本部】

○キャサリン・ポーラード国連国際学校理事、
総会・会議管理局長 (国連事務次長)
ジョアン・マクドナルド国連国際学校事務総長特別代表
(児童生徒が自己紹介と将来の夢についての話)

「これからの社会を作っていくことになる皆さんに出会えて、非常に嬉しいし、期待をしています。

国連には世界 193 か国が加盟しており、事務局の職員としては、自分の考え方や政治信条に関わらず、全ての加盟国が公平に自らの意見を述べる場を準備しなければなりません。また、会議を動かす部署にも、様々な国から来た 1,200 人のスタッフがいるため、仕事の仕方や考えなどがそれぞれ違いますが、そうした出会いによって、様々な見方が実感できることになり、大変ですが楽しい仕事をしています。

皆さんには、平和についてどのような貢献ができるかを考え、それぞれの夢の実現に向けて努力してもらいたいと思います。」というメッセージを頂きました



【国連本部】

○中満 泉 国連軍縮担当上級代表
(児童生徒が自己紹介とピースメッセージの紹介)

軍縮は今の事務総長が最も推進していることであり、核の問題だけではなく、化学兵器をなくすことなども含め、命を救うための軍縮に取り組んでいます。それは、国と国との信頼関係を築き、世界をより安全にしていこうということなので、決して皆さんから見ても遠い話ではないと思っています。

日本で仕事をしていた時には仕事の中で違和感を覚えたことがあり、その一つが日本はマニュアル社会だということ。今の時代に大切なことは、想定外のことに対応すること。マニュアルが役立つこともあるが、何か起きた時に問題の所在を明らかにして解決していく人を育てることが重要だと考えています。

国連で働くためには、英語以外に国連公用語をしっかりと使うことができる必要があります。自分の経験からは、新しい言語を学ぶためにはとにかく多くの量を読んで語彙を身に付けること、人の前で自信を持って話せるように発音を学ぶこと、スピーチできるように場数を踏むことが大事だと思っています。

日本にはもっとオープンで多文化が共生する社会になってもらいたい。そして国際社会の取組に積極的に関わるためには、皆さんのような若い人たちが日本と世界の未来は自分の手の中にあると考えて行動してもらいたいと思います。



【国連本部】

○中野 健司 国連総会議長室参事官

今皆さんのいる小中学校や、高校、大学、大学院といった学校だけが勉強の場ではないので、いくつになっても新しいことを学んで吸収していつてもらいたいと思います。

自分も高校時代に思っていた職業とは違う道に進んでいますが、皆さんにも夢を追いかけてほしいと思います。そして、将来に向けては視野を広げて、様々な選択肢を考えてもらいたいです。

英語については、よく日本の勉強は受験英語で「読み」「書き」はできるけれども役に立たないと言われることがありますが、文法やスペリングなども仕事をする上では大切です。例えば、国連に申請書を出すときも、文法やスペルが間違えていたら、その時点で認められません。だから、受験英語も頑張って勉強してください。そして、日本の歴史や文化についてよく勉強して、まずは立派な日本人であるようにしてください。



【国連児童基金（ユニセフ）本部】

○山口 郁子事務局上級顧問 他4名

(児童生徒が自己紹介やスピーチ内容を説明)

ユニセフでは、全ての子ども権利が守られるように、また、子どもたちが支援をされる対象としてだけではなく、自ら考え行動することの大切さを伝え、子どもが考えたことを政策提言していくことの支援もしています。

それぞれの方から、UNICEFで仕事をしたいと思った経緯などを伺いました。子どもにしっかりと学べたり生活したりできる環境を整えることが、10年、20年後の未来が良くなると考えてUNICEFで仕事をしていること、自分の思ったことができる幸せな環境にいる自分には使命があると考え、教育・人権に関する啓もうや広報の仕事をしていること、自分の得意なコミュニケーション能力を生かして、企業からの寄付を集めることで、子どもたちの役に立つ仕事をしていること、常に誰かの役に立ちたいと考えていたら、いつの間にかUNICEFで働くようになっていたこと、などを話していただきました。



【国連日本政府代表部】

○星野 俊也 大使（次席常駐代表）

(児童生徒が自己紹介とピースメッセージの紹介)

国連には2つの顔があります。1つは事務総長をトップとした国連事務局。そこで働く人は様々な国から来ていますが、国際公務員として、自国の利益を代表せず仕事をしています。

もう1つの顔は、各国を代表する政府代表部が集まっていることです。ここでは、自分の国の考えを代表して、最終的な合意形成をしています。こうした人たちも、もちろん自分の国のことだけではなく、世界のことを考えていますが、そのことが自分の国の不利益にならないように、妥協点を探しながら合意形成をしています。

皆さんにとっては、国連で話されていること、世界で起きていることは遠い話のように感じるかもしれませんが、どこかで自分の生活とつながっていることはたくさんあります。それが何なのかを考えるだけでも変わってきます。ぜひ、世界の問題を勉強して、何が問題なのかを理解し、説明し、広めていくことで、いろいろな人に関心を持ってもらえるように活動してもらいたいと思います。まずは、リサーチすることが大切です。



6 NY派遣の感想

- これまで国際機関で困難な地域での援助活動をしたという夢をずっと持っていました。今回のニューヨーク訪問では、実際に世界の援助活動をされているたくさんの方々とお会いして、どのように、何を頑張ればこの夢が実現できるのかを教えてくださいました。教えて頂いたことをもとに、是非夢を実現させていきたいです。
- 今回のニューヨーク訪問で、これまで経験したことがないことを実際に経験することができ、自分の世界観が激変しました。特に、「平和を作るために様々な国の人が国連に集まり、真剣に会議を行っている」ことが平和につながっているということを知りました。今回の訪問を通して、自分が幸せだと思えることの大切さや、平和とは何かを考えることの大切さに気付くことができました。
- 今はまだ将来の夢はありませんが、今回多くの人に話を聞く中で、「自分の好きなこと、嬉しいと思うこと」を仕事にしたいと思いました。また、今は英語が話せませんが、今回たくさんの方と話す機会を持って、世界中の人たちと直接話をするために、英語が話せるようになりたいと強く思うようになりました。
- 自分のスピーチでは、身近にある平和の大切さを伝えましたが、今回ニューヨークで世界を舞台に働く方々から多くの話を聞き、皆さんが世界の平和を思い、広い視野を持って努力されていることに驚き、自分の視野も広がりました。身近な平和を守る私たちと、世界の平和を考える皆さんの努力が重なって、本当の平和を実現できるのだと強く思いました。

7 帰国後の取組（ピースメッセンジャー、子ども実行委員）

11月27日（月）	第2回子ども実行委員会 ・国際連合訪問等の報告 ・平成29年度子ども国際平和募金ポスターの作成 ・国際平和に関する学習会	全実行委員
12月9日（土）	ユニセフハウス訪問	実行委員希望者
12月16日（土）	市立小・中・高等学校・特別支援学校合同の文化交流会 （戸塚公会堂）で国際連合訪問等の報告	ピースメッセンジャー
12月17日（日）	ユニセフ ハンド・イン・ハンド2017〔街頭募金活動〕 （桜木町駅で実施予定）	実行委員希望者
平成30年3月末	UNIS 生徒の来浜 （約20名、市立中学校生徒の家庭にホームステイの予定）	希望者
平成30年 夏	平成30年度「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」で 司会を担当	ピースメッセンジャー
	平成30年度「よこはま子ども実行委員委嘱式」で司会を担当	ピースメッセンジャー



横浜市立学校「教職員の働き方改革フォーラム」の開催について

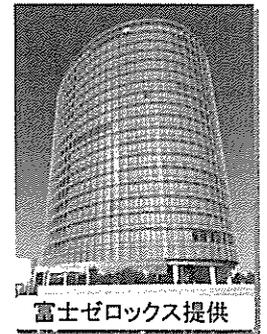
横浜市立学校「教職員の働き方改革フォーラム」を開催しましたので、報告します。

(1) 開催目的

- 民間企業の視点も入れながら、学校における働き方改革について考え、働き方改革に取り組む意識を広げる機会とする。
- 本フォーラムで得た知見等を、現在作成中の「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」(来年2月頃策定予定)に生かしていく。

(2) 開催概要

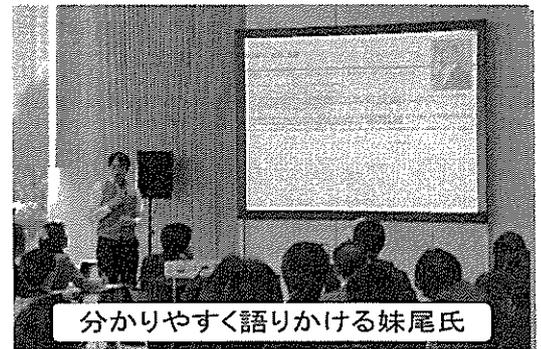
- ・日 時：平成29年10月30日(月)午後3時00分～5時00分
- ・会 場：富士ゼロックスR&Dスクエア ⇒右写真(3階)
- ・参加者：横浜市立学校 教職員90名
- ・内 容：
 - 1 はじめに(事務局、文部科学省からの挨拶)
 - 2 富士ゼロックスの働き方
 - 3 基調講演 妹尾 昌俊氏
「本気で進める学校の働き方改革～なぜ必要か、何から行うか～」
 - 4 富士ゼロックス presents ワークショップ
 - 5 おわりに(ワークショップの講評、事務連絡等)



〔講師〕 妹尾 昌俊 氏

中央教育審議会 働き方改革特別部会 委員
教育研究者、学校マネジメントコンサルタント
文部科学省学校業務改善アドバイザー
横浜市学校業務アドバイザー

※野村総合研究所を経て、2016年より独立。学校マネジメントや地域協働、業務改善等をテーマに、全国各地で教職員向けの研修、ワークショップ、講演を行っている。



(3) フォーラム参加者からの主な意見(アンケートより一部抜粋)

1 校長

- 働き方改革はあるべき学校の姿を職員と共有することが全てのスタートだと思いました。働き方改革に向けて職員と対話を通じて組織改革をしていきたい。
- 富士ゼロックスR&Dスクエアという外部会場でのフォーラムということで、施設やスタッフによるワークショップなど、企業から学ぶことの大切さも実感した。今回のフォーラムを受けて、自校でも前向きに実行していきたい。

2 副校長

- 教職員の心と体の健康を維持することが何よりも子どもたちにとっても良い影響になることを今日のフォーラムを受けて改めて思いました。学校でも大きな声、笑顔で挨拶など職場の雰囲気づくりからはじめ、他の職員にも影響を与えていきたい。
- 講演を聞き、働き方改革を進める確かな理由を学ぶことができた。自校でも教職員一人ひとりがその意義を理解して働き方改革を推進できるよう、プロジェクトチームを立ち上げて、本気で改革を進めようと思います。



熱心に聞き入る参加者(90名)

3 学校事務職員

- ワークショップでは様々な職種の方と意見交換ができて良かった。事務職員だからこそできることをこれからも探して見つけていきたいと思います。また、職場全体の意識をこれからもっと変えていかなければと思いました。
- 多くの管理職の先生方とともに職員や職場のあり方を考えることができ、大変貴重な時間となりました。いきなり大きなことは難しいので、まずは事務室の物品配置を整理することなど、小さなことから始めたいと思います。また、今日のフォーラムで得たことを少しずつ職場で共有し、実践していこうと思います。

4 教員

- ワークショップではそれぞれの立場からイメージする「ありたい姿」を共有し、同じような思い、スクラップ&ビルドを共有することができました。学校現場が変わるチャンスを強く感じた。
- フォーラムに参加してみて、同じ思いを抱いている方ばかりで安心しました。「選択と集中」の大切さを改めて感じた。
- 「がんばればなんとかなる」のではなく、意識改革は必要であり、「時間外勤務を短くする、業務改善を行うこと＝情熱が足りない」ということではないため、まずは時間を決めて帰ることを意識し、職員室内でもその意識を広めていきたい。



働き方を見つめ直す！～ワークショップの様子～

(4) 今後に向けて

今後も、民間企業等と協働して、フォーラムの継続的な開催や働き方改革の推進に向けた取組を進めていきます。

教委第 54 号議案

「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」素案（案）について

「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」素案（案）を次のとおり作成する。

平成 29 年 11 月 10 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市教育委員会では、平成18年度に横浜の教育が目指す姿を描いた「横浜教育ビジョン」を策定し、実現に取り組んできた。

「横浜教育ビジョン」策定から概ね10年が経過したことを受け、2030年頃の社会のあり方を見据え、新学習指導要領の考え方を踏まえながら、概ね10年を展望した「横浜教育ビジョン2030（仮称）」を策定するため、同素案（案）を別添案のとおり作成する。

11月10日(金) 教育委員会定例会 資料

横浜教育ビジョン2030（仮称）

素案（案）

横浜市教育委員会

「横浜教育ビジョン2030（仮称）」策定にあたって

横浜市教育委員会では、2004（平成 16）年に横浜教育改革会議を設置し、教育基本法改正や学習指導要領改訂に先駆けて、横浜における教育のあり方と改革の方向性について検討を行い、2006（平成 18）年に「横浜教育ビジョン」を策定しました。「横浜教育ビジョン」の中で、子どもを育成する際に大切にしている視点として示した「知」「徳」「体」「公」「開」は、各学校の教育目標や中期学校経営方針にも明記されるなど、教職員に広く浸透しています。国が示す「知」「徳」「体」に加え、横浜らしさである「公」「開」を設定して教育を推進したことにより、地域や社会に貢献しようとする態度の育成や、共生の意識の醸成が進んでいると考えられます。

「横浜教育ビジョン」策定から概ね 10 年が経過し、子どもや学校を取り巻く環境は大きく変化しました。さらに、国内外では 2030（平成 42）年頃の社会を見据えた議論が活発化し、国から新学習指導要領が示されたところです。そこで横浜市教育委員会は、未来の社会の姿や新学習指導要領の考え方を踏まえ、「横浜教育ビジョン」を礎とした新たなビジョンを策定することとしました。検討にあたっては、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」^{※2}の検討と連動をはかりながら、学校現場や他区局職員から幅広く意見を聞き、様々な分野で活躍する外部有識者から助言をいただきました。「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」は、小・中・高等学校段階の学校教育を中心に、「横浜の教育が目指す人づくり」、「横浜の教育が育む力」、「横浜の教育の方向性」を示します。

※ 1 各学校が、学校教育基本目標の達成に向けて、3 年間の学校経営方針や取組を示したもの。

※ 2 各学校が教育課程を編成・実施・評価・改善していく際の拠りどころとなるもの。

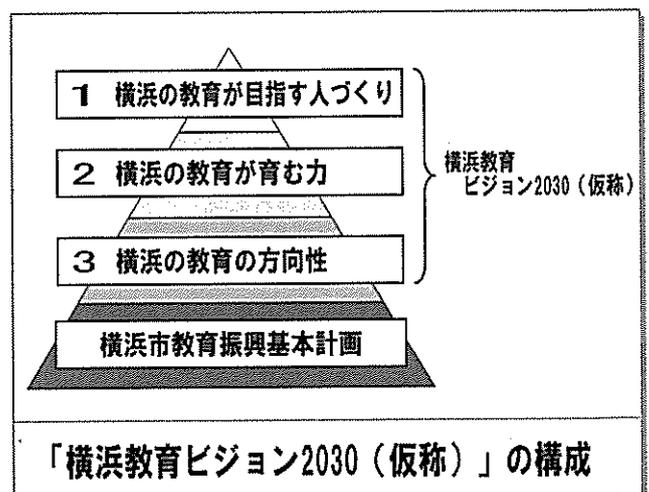
「横浜教育ビジョン2030（仮称）」の推進

「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」を具現化する施策や取組は、今後の「横浜市教育振興基本計画」^{※3}で示します。

「横浜市教育振興基本計画」では、具体的な指標を設定し、PDCA サイクルに基づき着実に取組を進め、検証を行います。

各学校は「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」や「横浜市教育振興基本計画」を「中期学校経営方針」等に反映させ、子どもの発達段階や、学校、地域の状況に応じて学校教育目標を設定します。

※ 3 教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、横浜市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。



「横浜教育ビジョン2030（仮称）」において重視する点

1 複雑で変化の激しい時代における人づくりと「知」「徳」「体」「公」「開」

人口減少社会が到来し、グローバル化や情報化が一層進展するとともに、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、あらゆる物の動きがインターネット経由で最適化されたりすることにより、社会や生活が大きく変わっていくとの予測がなされています。このような時代だからこそ、変化を前向きに受け止め、正解が一つではない課題にも主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、人間ならではの感性を働かせ、自分の可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要です。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」^{※4}の実現に向け、世界中の人々が取組を進める中、子ども一人ひとりが地域や社会の将来などを自分の課題として捉え、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちができることを考え、多様な人々と協働し、実践することも重要です。

2017（平成29）年3月に告示された新学習指導要領では、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、連携・協働しながら子どもを育む「社会に開かれた教育課程」が打ち出されています。

「横浜教育ビジョン2030（仮称）」では、複雑で変化の激しい時代を見据え、新学習指導要領の考え方を踏まえながら、「横浜の教育が目指す人づくり」を、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」とします。その育成を目指して、子どもに身に付けてほしい力を明確化し、「横浜教育ビジョン」が示した「知」「徳」「体」「公」「開」の視点で表します。

2 “オール横浜”で教育を推進

家庭は、子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立という大切な役割を担っていることを踏まえ、「横浜教育ビジョン2030（仮称）」のもと、学校と家庭が相互の理解と信頼を深め、力を合わせながら、子どもを育みます。

さらに、横浜の全ての子どもが、健やかに成長し、豊かに生きるとともに、社会と連携・協働しながら未来の創り手としていきいきと活躍できるよう、「横浜教育ビジョン2030（仮称）」を、子どもの成長に関わる人（学校、家庭、地域、関係機関、企業等）と共有し、連携・協働しながら子どもを育みます。

※4 2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された行動計画。先進国を含む、国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育てていきます。

知 生きて はたらく 知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

多様性を尊重し、つながりを大切にしながら、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。

1 子どもの可能性を広げます

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

支え合う風土

相手と心から向き合うこと(想^{かんが}い)を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

学びと育ちの連続性

幼児期から高等学校段階へと、成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

地域資源を活かした学校

地域資源を活かしながら、「社会に開かれた教育課程」※2を実現します。

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

3 豊かな教育環境を整えます

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

地域とともにある学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

4 “オール横浜”で子どもを支えます

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域、関係機関、企業等が連携・協働し、子どもの成長を支えます。

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

※1 いじめをなくすために、「横浜子ども会議(2013(H25))」で子どもたちがまとめたアピール文より

※2 2017(平成 29)年3月公示の学習指導要領より。「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むという考え方。

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人

新しい知識や技術が生み出され、社会の構造や仕組みが大きく変化する中、社会の動向を的確に捉えて行動するためには、主体的に考え、意欲的に学び続けることが重要です。

また、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開くことができるよう、コミュニケーションを図り、思いやりの心を持って相手と接することができ、多様な人々や社会と積極的につながるということが重要です。

そこで、自分の個性や能力を活かしながら、夢や目標の実現に向かってチャレンジする「自分の未来を創る人」を育みます。また、他者と協働しながら、問題を発見し解決することで、よりよい社会や新たな価値の創造につなげる「社会の未来を創る人」を育みます。

2 横浜の教育が育む力

知 生きて はたらく知

○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力

いつの時代でも、基礎・基本は学習や生活の基盤となりますが、これからの時代を生き抜くためには、社会とのつながりを考えながら学んだことをどのように使っていくかが大切です。そのため、多面的・多角的な見方や考え方で問題を発見し、身に付けた知識や技能を使って思考力・判断力・表現力等をはたらかせながら、よりよく解決していく力を育みます。

○主体的に考え、意欲的に学び続ける力

膨大な情報が急速に広がり、社会が大きく変化していく時代においては、新しいことに対する好奇心を持ちながら、変化に前向きに対処する態度や、物事をよりよくしていこうとする意欲が、生きていく上での原動力となります。そのため、情報の中から必要なものを取捨選択し、的確に社会の動向を捉えるために、主体的に考え、学ぶことの意義や楽しさを感じながら意欲的に学び続ける力を育みます。

○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

多様化、複雑化する社会を生きていくためには、社会で起きていること背景や本質をつかみ、それらに柔軟に対応していくことが重要です。そのため、様々な情報を多面的・多角的に精査したり、知識を相互に関連付けたりして、物事を深く考え、真理や本質を見極める力を磨きます。そのうえで、学びを人生や社会とつなげ、豊かな発想をもとに、知恵をはたらかせて生きる力を育みます。

徳 豊かな心

○自分を大切にし、しなやかに生きる力

「全国学力・学習状況調査（2017（H29）」の結果、「自分には良いところがある」と答えた横浜市の小・中学生の割合は全国より低い状況です。自己肯定感、自信をもって物事に取り組み、困難を乗り越える力の源となります。そのため、自己理解を深め、自分をかけがえのない存在として大切にすることを育みます。また、積極的に周りに相談するなどして、変化に柔軟に対応したり、助けを求めて困難を乗り越えたりすることができるような、しなやかに生きる力を育みます。

○自分を律する態度と人を思いやる優しさ

日常生活の様々な問題や自分の生き方についての課題に直面したときに、自分の主体的な判断の下に行動することが重要です。そのため、自立的な生き方や社会の形成者としてのあり方について自ら考えたことに基づいて、よりよく生きるための行為を自分の意志や判断によって選択し行動する態度を育みます。また、自立した人間として他者と共によりよく生きることができるよう、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる優しさを育みます。

○「本物」に触れることで育む豊かな感性

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高いという調査結果（青少年の体験活動に関する実態調査（2014（H26）））があります。身近な自然から得られる発見・感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や伝統的な文化芸術等の情緒豊かな世界など、様々な「本物」に触れる体験を通じて、豊かな感性を育みます。

体 健やかな体

○自ら健康を保持増進しようとする態度

横浜市では、いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごせるようにするため、「自分のできることから健康づくりを楽しむ」ことを掲げ、様々な取組を進めています。食生活の大切さを理解し、規則正しい生活習慣や楽しく運動する習慣等を身に付けることで、自分の健康を保持増進しようとする態度を育みます。

○体カづくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力

「小中学校児童生徒体力・運動能力調査（2016（H28）」によると、横浜市の小・中学生の体力は、相対的に低い状況にあり、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。体力は、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達や成長を支え、より豊かで充実した生活を送ることもつながります。そのため、運動機会の創出や教員の指導力向上等を図ることで、自分の体カづくりに取り組み、心身ともにたくましく生きる力を育みます。

○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

運動やスポーツには、粘り強くあきらめないで取り組み、目標を達成する喜びがあります。また、それぞれの興味関心に応じて親しむことで、生活をより豊かに送ることができます。「ラグビーワールドカップ2019」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を一つの契機とし、子どもの運動やスポーツに対する関心を高め、障害の有無を問わず、生涯にわたって運動やスポーツを「する、みる、支える、知る」と多様な関わり方で親しむ態度を育みます。

因 公共心と社会参画

○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013（H25）」の結果、社会問題への関心や自分の社会参加について、日本の若者の意識は諸外国と比べて低い状況です。そのため、学んでいることを社会と関連付ける工夫等を通じて、自分の身近な出来事や社会問題への興味関心を高めます。そのうえで、家庭や地域における役割も含めた幅広い視点で働くことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて、自分の役割と責任を自覚し、行動する力を育みます。

○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力

大規模災害の発生を契機に、改めて地域や社会の絆の重要性が認識されています。横浜では、多くの市民が横浜に対して愛着や誇りを感じており、豊富な人材と、活発な市民活動が特徴です。日頃から、横浜の魅力を発見する機会や、地域社会とのつながりについて学ぶ機会を通じて、地域や社会がよりよくなるために自分ができることを考え、他者と協働しながら課題解決を図ることができる力を育みます。

○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

「全国学力・学習状況調査（2017（H29）」の結果、将来の夢や目標を持っている横浜市の小中学生の割合は全国と比べて低い状況です。様々な分野で活躍する人や身近な尊敬できる人との出会い等を通じて、自分らしい夢や目標を持ち、生き方を考えようとする態度や、よりよい社会をつくるための夢や目標に向かって、自ら考え行動し続ける態度を育みます。

開 未来を開く志

○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力

グローバル化や価値観の多様化が一層進む中、年齢や性別、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現が求められています。そのため、自分の内面と向き合いながら、自他の違いを受け止めた上で、価値観や背景の異なる相手ともコミュニケーションを図りながら、共感的に理解したり、合意を形成したりしながら、共に生きていく力を育みます。

○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が深刻化する中、国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実現に向け、世界中の国や企業、市民団体等が取組を進めています。そこで、横浜や日本の歴史や伝統文化を深く理解した上で、世界で起きている出来事にも幅広く関心を持ち、持続可能な社会の実現に向けて、身近なところから行動する力を育みます。

○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜は開港以来、国内外から人が集まり、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神が育まれてきました。急速に変化する社会では、その先に起こる変化を予測し、行動することで、新たな未来を切り開いていくことが求められます。そのため、横浜がこれまで培ってきた進取の精神や国際都市としての多様性を強みとして、既成概念や慣習を打破してイノベーションを起こすなど、新たな価値を創造しようとする態度を育みます。

3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を目指して、多様な価値観や個性を尊重し、子どもや学校を取り巻く、様々な「ひと、もの、こと」のつながりを大切にします。そのうえで、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。そのために、学校や行政だけでなく、保護者、地域住民、関係機関、企業等、子どもの成長に関わる人が、方向性を共有し、一体となって推進します。

1 子どもの可能性を広げます

□主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

○子ども自身が興味を持って積極的に学ぶとともに、学習活動を自ら振り返って次につなげることができるよう、授業改善を推進し、エビデンスに基づき、学習や発達の課題等を踏まえた指導・支援を行うとともに、ICTやテクノロジーの効果的な活用、調査研究の充実を図ります。

○特別支援教育や日本語指導、登校支援等、学習や発達を取り巻く教育的ニーズに応じて、連続性のある多様な学びの場が用意されていることや、多様な個性や能力を伸ばす視点を重視します。

□よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

○学んでいることを社会と関連付け、自分の思いや考えをもとに身近な生活をよりよくしたり、自分の未来や持続可能な社会のあり方について考えを広げ深めたりする機会を創出します。

○知識や経験を相互に関連付けながら課題解決を図る機会や、他者と協働し、試行錯誤しながらも物事を成し遂げる機会を創出します。

□相手と心から向き合うこと(想)を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

○人権教育の充実や「考え、議論する道徳」への転換、いじめのない風土づくりに向けた取組等を通じて、子どもが相手と心から向き合うことを大切にします。

○集団の中で目標に向かって力を合わせ、ぶつかり合い、わかり合い、励まし合い、助け合うことを通じて、個々の違いを認め合いながら、ともに学び育ち合うことにより、支え合う風土づくりを進めます。

□幼児期から高等学校段階へと、成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

○幼児期から高等学校段階までの教育に関わる者の中で、目指す子どもの姿や育む力を共有し、前の段階での教育が次の段階で生かされるよう、教育課程等の効果的な接続を図ります。

○横浜型小中一貫教育の推進とともに、地域の実情に応じ、幼保小連携や中高連携も進めます。

2 魅力ある学校をつくります

- 教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

- 子どもの思いをしっかりと受け止め、安心して学べる学校をつくります。また、いじめや不登校など、複雑化・困難化する児童生徒指導上の課題について、個人で対応するのではなく、児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進めます。
- 校長のマネジメント力や危機管理能力の向上により、迅速かつ適切な判断のもと、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や医師等の専門家を積極的に活用し、子どもの抱える課題のよりよい解決を図ります。

- 地域資源を活かしながら、「社会に開かれた教育課程」を実現します。

- 子どもや地域の実態を踏まえて設定する学校教育目標を実現するため、校長のリーダーシップのもと、学校全体としての取組を通して、教科等や学年を超えて教育活動や組織運営の改善を図っていきます。
- 地域の様々な人的・物的資源や学校運営協議会等を活用しながら、これからの社会を創り出していく子どもに求められる資質・能力を明確化し、社会と共有・連携することで、「社会に開かれた教育課程」を実現します。
- 各学校の自主的・自律的な学校運営を尊重しながら、学校や子ども、地域の実態を踏まえた支援をしていきます。

- 子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

- 働きやすい環境の整備等に向けた業務改善の取組とともに、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進し、教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことで、教育の質を向上させ、子どもが豊かに学び育つことができる学校をつくります。
- 学校の業務改善支援、専門スタッフの配置や教職員の担うべき業務の精選などを進めることにより、教職員が子どもとしっかり向き合う時間が確保できる、魅力的で持続可能な環境を目指します。

- 教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

- 全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、よりよい学校を作っていくために、人材育成指標等に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続け、不断の努力を重ねながら、教育に対する使命感と情熱を持って職責を果たしていきます。
- 採用方法の改善により、より優れた人材を確保していくとともに、大学との連携・協働の推進などにより、教員の養成と育成をより一体的に進めていきます。あわせて、校内OJT・メンターチームの活動支援や、研究、研修の充実を図ることにより、意欲と能力を最大限に発揮できる人材育成をより一層進めます。

3 豊かな教育環境を整えます

- 学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

- 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、築70年を超えない範囲で、計画的に学校施設の建替えを進めます。
- 学校施設の建替えや老朽化対策にあたっては、子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

□地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

- 学校は、子どもが多く時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習などにも活用され、地域におけるまちづくりの様々な役割を担っていく場になります。
- 学校施設の建替え時には、建替えでなければ解消できない施設の機能面の課題解決のほか、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上が見込める他施設との複合化等について留意し、地域とともに子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。

□生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

- 自分の興味や関心に応じて主体的に学び続け、心豊かな生活につながるよう、読書活動の推進や図書館サービスの充実、横浜の歴史に関する学習の場の充実を図ります。
- 市民の貴重な財産を次世代に引き継ぐため、文化財の保護・保全を進めるとともに、大人や子どもの学習の場としての活用や観光資源としての魅力向上を図ります。
- 市民が身近な課題に気づき、解決に向けて主体的に行動していけるよう、「学び」と「活動」の循環を支援します。

4 “オール横浜”で子どもを支えます

□家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

- 子どもは、保護者など特定の大人との継続的な関わりの中で、愛され、大切にされることで、生きる上での基盤となる基本的信頼感を育んでいきます。これを踏まえ、家庭は子どもの心身の調和のとれた発達を図り、自立心の育成や生活習慣の確立に努めます。
- 家族形態の変容や地域のつながりの希薄化など、家庭での教育を行うことが困難な状況が指摘されています。行政は、各家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校、幼児教育施設等と連携し、保護者への学習の機会及び情報の提供や、保護者どうしのつながりや地域との交流を促進することにより、保護者が安心して、家庭での教育を行えるよう支援します。

□学校、家庭、地域、関係機関、企業等が連携・協働し、子どもの成長を支えます。

- 学校、家庭、地域をはじめ、関係機関、企業、民間団体等が子どもの成長に向けた目標を共有しながら連携・協働し、社会全体で子どもを育む風土を醸成します。
- より多くの保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画することで、地域学校協働活動を推進し、地域とともにある学校づくりを目指します。
- 市長部局や警察等関係機関との連携強化により、教育活動の充実や登下校時の安全確保等を図り、“オール横浜”で子どもの成長を支えます。
- 子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて本気で取り組むことを推進し、子どもの挑戦する姿を厳しくもあたたかく受け止めてくれるような地域コミュニティを形成していくことで、人づくりと地域づくりの好循環を生み出していきます。

□教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

- 全ての子どもの豊かな学びや育ちのため、教育と福祉、医療等が連携し、貧困や児童虐待等、様々な課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添って支えます。
- 学校だけでは解決が困難な課題においては、学校と幼児教育施設や区役所、児童相談所、地域療育センター、医療機関、地域の団体等が連携し、役割分担をしながら切れ目なく支援することにより、子どもの自立と社会参画に向けた学びや発達の保障につなげていきます。



2017（平成 ）年 月発行 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/vision/>●●